

## 第 1 6 2 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 6 年 8 月 1 9 日（月）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 6 年 8 月 1 9 日（月）午前 9 時 5 0 分
- 3 閉会の日時 令和 6 年 8 月 1 9 日（月）午前 1 0 時 5 2 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 9 名 欠席 1 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出席	5	岡本 岩男	出席
職務代理者（7）	岸本 博	出席	6	奥田 哲也	出席
2	大森 美也子	出席	8	串田 修	出席
3	大森 勇二	出席	9	今東 徳雄	欠席
4	岡本 五樹	出席	1 0	雪本 泰嗣	出席

- 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 原 始禧  
 東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 吉澤 史郎 参事 今村 正樹  
 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司  
 担当課長補佐 逢坂 篤之 主査 浦上 和彦  
 主事 森上 諒佑

- 7 傍聴者 0 名

- 8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等（1）農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について  
 （2）農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について  
 （3）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について  
 （4）転用事業計画変更承認申請について  
 （5）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）  
 （6）岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）  
 （7）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告（1）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について  
 （2）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について  
 （3）農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について  
 （4）農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

2番 大森 美也子

10番 雪本 泰嗣

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第162回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は1名です。

本日の議事録署名委員を指名します。

2番 大森 美也子 委員、10番 雪本 泰嗣 委員 をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

逢坂 議長 議案の訂正はありません。また先月許可の議決をした5条申請、東区瀬戸町観音寺で運動場を転用目的とする案件は、転用面積が3000平方メートルを超えていることから、7月29日開催の県農業会議に諮問しまして、許可相当との答申を受けましたので許可指令書を交付しています。以上報告します。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事 1ページ1番、増反による所有権移転です。受人は現在、約17アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を原協議会長さん、ご報告願います。

原推進 委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

逢坂 議長 1ページ2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、親族から譲渡の依頼があったため、申請地に隣接する祖父母宅を拠点として、祖父母や近隣の農業者の指導を受けながら、荒れ地を整備して耕作しようとするものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約70アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約55アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。

岡崎推進委員 2番から6番までの5件について審議した結果、事務局の説明のとおり、いずれも許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（1）は、1番から6番までの6件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

逢坂課長補佐 2ページ1番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は現在、東区金田の持ち家に1人で居住していますが、現在の住居を孫に贈与するため、耕作地に近く、また生活環境を大きく変えることなく生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。

岡崎推進委員 東区協議会で1番について審議した結果、事務局の説明のとおり、許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 長 それでは、申請等（２）は、１番の１件を許可と決定してよろしいか。  
全 員 よろしい。  
議長 長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事 ３ページ１番、令和５年９月２０日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は中区神下で運送業を営む法人で、申出地隣接に流通業務を行うグループ会社があり、輸送網の集約・輸配送等の合理化により流通業務の効率化をはかるため申請地を取得し、露天駐車場として転用しようとするものです。なお、中区神下の駐車場は賃貸借契約を解除し、東区政津の駐車場は売却します。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、トレーラー、大型トラックなど、５４台分の駐車場の計画であり、妥当な面積と判断されます。また被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

２番、令和５年９月２０日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、北区庭瀬の持家に家族６人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、交通の利便性がよく、祖父の通院先の病院と申請人である娘の勤務先に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は建築後、売却します。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 長 中区協議会の協議の模様を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

原推進 委員 １番と２番の２件について審議した結果、事務局の説明のとおり、いずれも許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。  
全 員 ありません。

議長 長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

逢坂 課長補佐 ３ページ３番と４番は、同時申請で同じ地域のため、まとめて説明します。いずれも申請地は大多羅駅から半径５００ｍ以内の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

３番、受人は現在、中区中井三丁目の県公舎に妻と子供２人の４人で居住していますが、子供が生まれて家財道具が増え、現在の住居では狭く不便なため、勤務先に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、受人は現在、東区広谷の借家に妻と2人で居住していますが、家財道具が増え、現在の住居では狭く不便なため、妻の実家に近く、将来両親の面倒を看やすくなる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長  
岡崎推進  
委 員  
議 長  
全 員  
議 長  
  
全 員  
議 長

東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。

東区協議会で3番と4番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり、いずれも許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

ありません。

それでは、申請等(3)は、1番から4番までの4件を許可と決定してよろしいか。

よろしい。

それでは、そのように決定します。なお1番は転用面積が3000平方メートルを超えていますので、8月28日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、申請等(4)転用事業計画変更承認申請について、を審議します。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事

4ページ1番、転用事業者の変更です。当初計画者は令和6年3月8日付で農地法第5条転用許可を受けましたが、資金の借り入れができなくなったため、新築計画を中止することになり、承継者が所有権移転し自己専用住宅を建築しようとするものです。

承継者は、現在南区大福の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え手狭となり、夫の勤務先と実家に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地で、転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用事業者の変更です。当初計画者は令和5年10月14日付で農地法第5条転用許可を受けましたが、新型コロナウイルスの影響により住宅ローンの返済が難しくなったため、計画を中止することになり、承継者が所有権移転し自己専用住宅を建築しようとするものです。

承継者は、現在北区南中央町の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え手狭となり、夫の勤務先に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地で、転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

原推進委員 1番と2番について審議した結果、いずれも承認意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全委員 ありません。

議長 それでは、申請等(4)は、2件ともを承認と決定してよろしいか。

全委員 よろしい。

議長 それではそのように決定します。

次に、岡山市農用地利用集積<sup>しゅうせき</sup>計画の決定について、申請等(5)所有権の移転と(6)利用権の設定を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 今回の利用集積計画について説明します。

(5)所有権の移転は中区分が5ページ1番の1件、東区分が6ページ1番と2番の2件です。農地中間管理機構である、担い手育成財団が行う売買事業で、中区分は所有者から財団へ、東区分は財団から耕作者への所有権移転です。

(6)利用権の設定は中区分のみで、7ページ1番の1件です。

いずれも、計画内容は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり決定意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全委員 ありません。

議長 それでは、岡山市農用地利用集積<sup>しゅうせき</sup>計画の決定について、申請等(5)所有権の移転、及び申請等(6)利用権の設定は、原案のとおり決定とします。

次に、申請等(7)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 8ページ1番から11ページ14番までの14件で、権利取得の事由は、相続が13件、共有者の持分放棄が1件です。権利の種類はすべて所有権で、内容はご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。各地区協議会では、いずれも受理意見となっています。以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全委員 ありません。

議長 それでは、申請等(7)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、1番から14番までの14件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 報告(1)農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、12ページ1番の1件で、転用目的は露天駐車場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、１３ページ１番から１４ページ１０番までの１０件で、転用目的は分譲住宅地４件、倉庫用地１件、進入路１件、共同住宅２件、露天駐車場２件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１５ページ１番から１６ページ７番までの７件です。解約理由は耕作目的が５件、転用目的が２件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届は、１７ページ１番から３番までの３件で、内容は農業用通路等１件、農業用倉庫（是正）２件です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 以上で第１号議案、農地関係申請等は終了します。

議長 続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について資料に従い説明。

議長 第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

全員 ありません。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議長 最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。

岸本職務代理者 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。

岸本職務代理者 本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

岸本職務代理者 これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前１０時５２分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員